

# 販売店における農薬取り扱いの手引き

・どんなものが農薬？

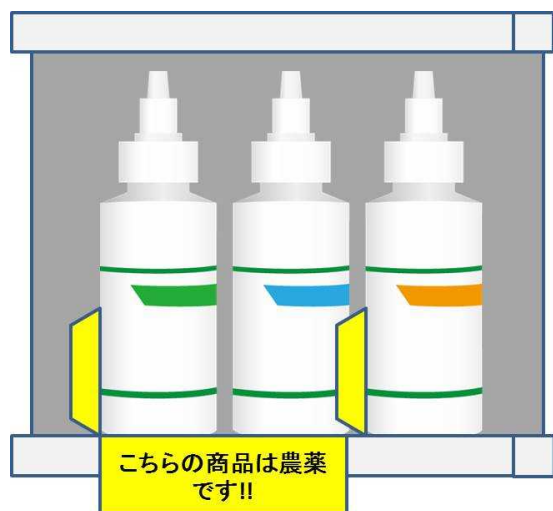
農薬に該当する製品

・「農林水産省登録第……号」の登録番号があるもの



スプレー缶やハンドスプレータイプの農薬もありますので注意が必要です!!

・商品の陳列について



- ・農薬はひとまとめにして陳列し、仕切り・ポップ等を用いて他の商品と区別する
- ・毒劇物は鍵のかかる場所で保管し、普通物と区別する
- ・農薬登録のない除草剤については、農地で使用できない旨を表示する

## ・帳簿の作成

- ・各販売店に、農薬に該当する製品毎に譲受数量、譲渡数量、残高が確認できる帳簿の作成が必要です!!
- ・必要な情報が確認できれば、POSシステム等の電算管理も可能です。
- ・帳簿は3年間の保管が義務づけられています!!

## ・販売店で行ってはいけないこと

- ・農作物に対して害虫防除・成長促進等の効果・効能を謳う資材で、農林水産省登録番号がないものを販売する行為
- ・農薬を小分けして販売する行為（分割販売）
- ・有効成分や効果について虚偽の宣伝をする行為

## ・立ち入り検査について

農薬販売者に対し、国や県の農薬取締職員は、販売所等必要な場所に立ち入り、業務や帳簿、その他必要なものを検査することができるとともに、その業務について報告を求めることができます。

この検査は原則的に無通告での実施になりますので、ご協力をお願いします。

県の農薬取締職員は、農薬取締職員の証を携帯し、立ち入り検査に際して農薬販売者から要求があったときは、これを示すこととしています。

## ※無登録農薬・販売禁止農薬とは？

無登録農薬：農作物に対して害虫防除・成長促進等の効果・効能を謳う資材で、農林水産省登録番号がないもの。

販売禁止農薬：省令に基づき、販売が禁止された農薬。DDT等27剤が該当する。

・農薬販売者の届け出

- ・農薬を販売するものは、都道府県知事に届け出る
- ・届け出内容に変更が生じたり、販売を廃止した場合は、2週間以内に変更届もしくは廃止届を提出する

・ 新規に販売を始める場合の提出書類

- ・ 農薬販売届(様式第11号)……………正副2通

添付書類

- ・ 定款及び登記簿謄本(法人の場合)……1通
- ・ 住民票抄本(個人の場合)……………1通
- ・ 販売所所在地略図(様式第14号)……1通

・ 届け出内容に変更が生じた場合

- ・ 農薬販売変更届(様式第12号)……………正副2通

添付書類

- ・ 定款及び登記簿抄本(法人の場合)……1通
- ・ 住民票抄本(個人の場合)……………1通
- ・ 販売所所在地略図(様式第14号)……1通

・ 農薬の販売を取りやめる場合

- ・ 農薬販売廃止届(様式第13号)……………1通

届出先: 沖縄県農林水産部営農支援課(農業環境班)  
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
TEL:098-866-2280  
FAX:098-866-2309